

子育て支援に関するアンケート調査 ～調査の趣旨とご協力のお願い～

【ご協力のお願い】

皆さまには、日頃より市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、親子が豊かに育ち合い、子どもを生み育てることに夢や希望が持てるまちをめざして、さまざまな子育て支援に関する取り組みを進めています。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、公布されました。この3法に基づき、新たな子ども・子育て支援新制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図る取り組みが進められています。

本市においても、この法律にもとづく「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握するため、子どもの保護者を対象として、「アンケート調査」を実施させていただきます。

この調査にご協力いただく方は、市内にお住まいの就学前の子どものいらっしゃるご家庭の中から、無作為に選ばせていただいた方です。

お答えは、すべて無記名で、個人が特定されたり、他の目的に使用することはございません。

ご多忙のこととは存じますが、このアンケートは、今後5ヶ年の事業計画を決める大切なものですので、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

平成25年●月

芦屋市長 山中 健

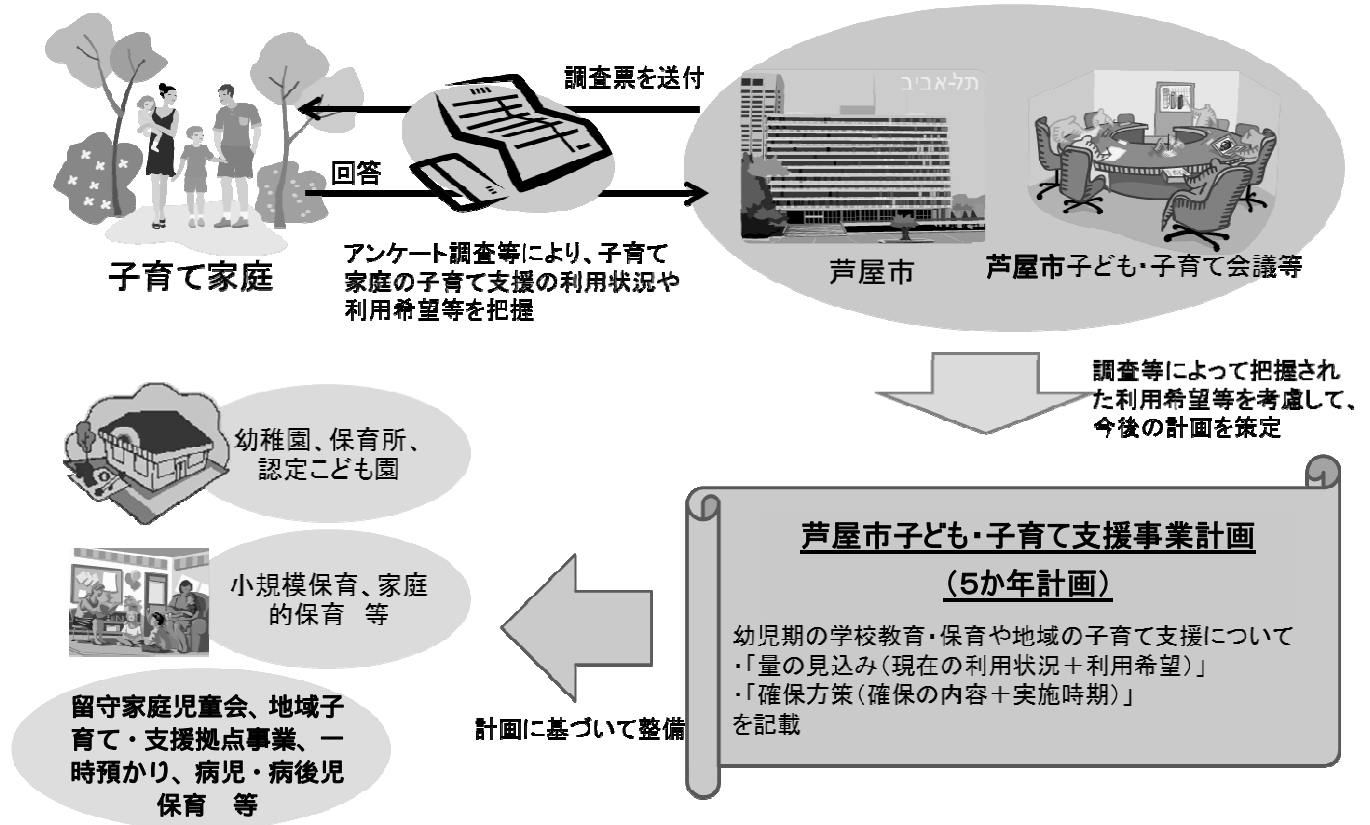
子ども・子育て支援新制度の目的

○子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

○子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛情関係を基礎として、心身の健全な発達を通じて、学童期に至るまで一人ひとりがかかけがえのない個性ある存在として育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

○子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



芦屋市の子育て支援事業内容と利用料

芦屋市では、幼稚園、保育所での幼児教育・保育のほか地域で子育て・子育てを支えるためいろいろな制度でみなさんを応援しています。

	内容	利用できる条件	利用料金
1. 幼稚園	芦屋市には市立幼稚園が9園、私立幼稚園が4園あります。	市立幼稚園(2年保育)には、園区がありません。徒歩で通園が可能な幼稚園であれば、どこの園にでも申し込みができます。 私立幼稚園(3年保育)は、市内・市外を問わず3歳になれば申し込みができます。	[市立幼稚園] 入園料 : 10,000円 月額保育料 : 9,500円 [私立幼稚園] 入園料 : 70,000円程度 月額保育料 : 20,000円程度 (それぞれ料金設定が違いますので、一例です。)
2. 幼稚園の預かり保育	通常のが就園時間を延長して預かる事業です。 定期的な利用のみを該当とするものと、通院、不規則の就労の際などに不定期に利用するものとあります。	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の疾病、事故、出産、家族の看護若しくは介護が必要な場合 保護者の就労、就学等により、預かり保育を希望するか 園児の兄弟姉妹の授業参観若しくは懇談会に出席するために希望するか など 	[市立幼稚園] 通常保育日 : 日額 400円 長期休業日 : 日額 800円 [私立幼稚園] 200円/1時間程度 (それぞれ料金設定が違いますので、一例です。)

	内容	利用できる条件	利用料金
3. 認可保育所	<p>[入所の対象となる児童] 主に生後 3 か月経過後から就学前までの児童です。</p> <p>[標準的な保育時間]</p> <ul style="list-style-type: none"> 開所時間内において保育に欠ける時間を保育時間とします。(開所時間：月曜日～土曜日の午前7時30分～午後6時) 延長保育は月曜日～金曜日の午後7時まで 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が昼間家庭の外で働いている(1日4時間以上、週4日以上が原則) 保護者が昼間家庭内で家事以外の労働をしている(自営・農業等) 妊娠中であるか、または出産後間がない(産前2か月、産後3か月) 保護者が病気であったり、心身に障がいがある 長期にわたる病人や心身に障がいのある同居親族を看護している 保護者が大学や職業訓練校、専門学校などに通っている 火災・風水害・地震などの災害 	<p>入所児童と同一世帯に属して、生計を一つにしている扶養義務者の税額の合計額によって決定します。(次頁「芦屋市保育所保育料徴収金基準表」を参照)</p>
4. 認可外の保育施設	<p>国が定める最低基準に適合した施設で県の許可を受けたものです。</p>		<p>民間事業者が実施しているため、それぞれ料金設定が違います。下記の内容は一例です。</p> <p>月額 20,000 円～70,000 円程度</p>
5. 認定こども園	<p>現時点は、芦屋市にはありません。認定こども園では、長時間保育利用児(長児)と短時間保育利用児(短児)の2区分にわけられます。</p> <p>長時間保育利用児(長児)の利用者負担の額は、「政令で定める額」を限度として、支給認定保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、となっていますので、認可保育所の利用料金を参照してください。(次頁「芦屋市保育所保育料徴収金基準表」を参照)</p> <p>短時間保育利用児(短児)の利用者負担の額は、近隣の一例として、入園料 9,000 円～50,000 円程度、月額保育料 10,000 円～20,000 円程度となっています。</p>		
6. 家庭的保育	<p>保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業です。</p>		<p>民間事業者が実施しているため、それぞれ料金設定が違います。下記の内容は一例です。</p> <p>月額 20,000 円～70,000 円程度</p>
7. 事業所内保育施設	<p>企業が主に従業員用に運営する施設です。</p>		<p>月額 20,000 円～70,000 円程度</p>
8. ベビーシッター (居宅訪問型保育)	<p>保育者が子どもの家庭で保育する事業です。</p>		<p>民間事業者が実施しているため、それぞれ料金設定が違います。下記の内容は一例です。</p> <p>入会金：50,000 円程度 年会費：10,000 円程度 利用料金：2,300 円/1 時間程度</p>
9. ファミリー・サポート・センター	<p>地域住民が子どもを預かる事業です。現在、芦屋市では、社会福祉協議会に委託しています。</p>	<p>0歳から小学校6年生までのお子さんをお持ちの芦屋市在住・在勤の人</p>	<p>最初の1時間まで 800 円 1 時間を超えると 400 円/30 分</p>
10. 障がい児支援施設	<p>指導と訓練、その他集団適応など必要な支援を受けたり、心身の発達に支援を要する児童が、通所により適切な放課後を過ごしたりします。</p>	<p>障害福祉サービス又は障害児通所支援にかかる支給決定を受けている児童</p>	<p>利用したサービスの費用の1割を負担いただきます。(月額の上限があります。) ※すすく学級は利用者負担はありません。</p>

	内容	利用できる条件	利用料金
11. 病児・病後児保育	病気やけがにより、保育所などで他の児童との集団生活が困難なお子さまを一時的にお預かりする事業です。	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市に居住または市内の保育所等に在籍する生後6カ月から10歳未満までの児童 ・保護者が就労・傷病・事故・冠婚葬祭の都合により家庭での保育を行なうことが困難な児童 ・当面症状の急変はないが、病気やけがの回復期に至っていない児童または回復期の児童 	1人1日2,000円
12. 一時預かり	一時預かり事業は、保護者の方が週3日だけ働いたり、病気などで入院したりして家庭で保育が困難になった就学前の児童を保育所でお預かりする事業です。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労、職業訓練及び就学等により平均週3日を限度として断続的に家庭保育が困難になる就学前の児童 ・保護者の傷病、災害、事故、看護、介護等の社会的にやむをえない理由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる就学前の児童（利用回数は1か月に12日を限度とする） 	1日につき2,000円（うち500円は飲食物費）
13. 学童保育	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに指導員のもとで、授業終了後の生活の場を提供する公的なものをいいます。	学校の放課後、保護者が就労等で昼間家庭を不在にする小学1年生から3年生	育成料月額 10,000円 （うち2,000円は飲食物・教材費） <ul style="list-style-type: none"> ・土曜保育加算：月額 1,600円 ・延長保育加算：月額 3,000円 ※延長保育の実施は新年度入会受付期間の利用希望調査により各小学校別で決定いたします。

※事業・サービスは、年齢や条件によって違うものがありますので、あくまで目安として参照してください。また、現時点での内容・利用条件・利用料金となっていますので、平成27年度から支援新制度によるものではありません。

芦屋市保育所保育料徴収金基準表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	5,500円	5,000円
C		市町村民税課税世帯	9,500円	9,000円
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円未満	15,000円	13,500円
D2		15,000円以上 40,000円未満	25,500円	22,000円
D3		40,000円以上 63,000円未満	35,500円	28,000円
D4		63,000円以上 103,000円未満	43,500円	30,000円
D5		103,000円以上 241,000円未満	54,500円	32,500円
D6		241,000円以上 413,000円未満	60,000円	34,000円
D7		413,000円以上 734,000円未満	71,000円	37,000円
D8		734,000円以上	89,000円	41,000円